

会 計 名	補 正 額	総 額
一 般 会 計 (第11号)	▲2億5千970万円	54億8千961万円
国民健康保険特別会計 (第3号)	▲3千467万円	6億4千590万円
介護保険特別会計 (第3号)	▲1千739万円	3億9千425万円
後期高齢者医療特別会計 (第1号)	108万円	5千726万円
医療施設特別会計 (第4号)	▲1千810万円	1億3千914万円
簡易水道特別会計 (第6号)	▲510万円	1億8千277万円
公共下水道特別会計 (第3号)	▲6千446万円	2億8千888万円

平成28年度 補正 予算

しようとするもの。現地調査が必要なことから、産業厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることと決定。

【監査委員の選任】

3月14日に任期満了となる山口浩司氏（茂岩本町）を再任したいとの提案があり、これに同意しました。

なお、任期は平成33年3月14日までの4年間で。

【公平委員会委員の選任】

5月11日に任期満了となる高田芳行氏（茂岩末広町）を再任したいとの提案があり、これに同意しました。

なお、任期は平成33年5月11日までの4年間で。

【固定資産評価審査委員会委員の選任】

4月21日に任期満了となる中村哲蔵氏（天津寿町）を再任したいとの提案があり、これに同意しました。

なお、任期は平成32年4月21日までの3年間で。

補正予算の主なもの

◆地方創生拠点整備交付金事業（繰越明許費）

7千145万円

茂岩市街地にある旧スーパーマーケットを改築し、まちなか活性化拠点施設として整備

◆道営農地整備事業（繰越明許費）

5千558万円

北海道が進める農地の区画整理・暗渠排水等の整備に対する負担金

このほか、予算額の精査による減額

※繰越明許費とは、歳出予算の経費のうち、年度内にその支出が終わらない見込みのものについて、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用できる経費をいう。

※表示の金額は、1万円未満を四捨五入しています。

主な審議内容

平成28年度補正予算

Q 土地と物品の売払収入の増額理由は。

A 土地は、道道改修用地と民間の方が宅地用地とするため売却したため。物品は、公用車と保育所にて未使用だったピアノを売却したため。

Q はるにれの木の今後の補修の考えは。

A 5年程度かけて木の保全、土壌改良を行う予定。

Q まちなか活性化拠点施設の概要と管理運営は。

A 施設では、サイクルツーリズム、移住定住促進、観光案内、宿泊機能、サテライトオフィスの業務を行う予定である。管理運営は、今後設立する地域商社が担う方針であるが、運営開始後でも臨機応変な対応ができるような運営方法としたい。

Q 地域商社の法人形態は。

A 地域商社の立ち上げに向けた準備会において検討中である。

「条例改正等」

▼豊頃町行政区設置条例の一部改正

大津幸町を区域とする大津二区と大津元町を区域とする大津三区を、大津二区に合併する改正。

▼豊頃町職員の育児休業等に関する条例の一部改正

育児休業法の改正に伴い、特別養子縁組の監護期間中の子や養子縁組里親に委託されている子を育児休業の対象とし、育児時間と介護時間による休暇時間の合計を1日2時間までとする改正。

▼豊頃町職員の給与に関する条例の一部改正

国の人事院勧告に基づき、扶養手当の支給額を改正。

▼豊頃町税条例等の一部改正

地方税法施行令等の改正に伴い、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限を平成33年まで延長し、法人町民税の法人税割の税率引下げと、軽自動車税の環境性能割の導入を平成31年10月まで延期する改正。

Q まちなか活性化拠点施設の駐車場の確保は。

A 施設の隣接地を活用できるよう交渉している。

Q まちなか活性化拠点施設の宿泊機能の考え方は。

A 民泊のような簡易な宿泊施設として整備予定で、食事は市街地であることを基本に、宿泊者自身が施設内の調理場で作ることも想定している。



まちなか活性化拠点施設として整備する建物

条例の改正及び廃止

Q 奨学金貸付条例の廃止にあたり、償還不要な就学助成制度等の考えは。

A 平成22年度から高等学校等就学助成制度による助成金

▼豊頃町奨学金貸付条例の廃止
平成12年度以降利用者がいないことなどから廃止。

▼豊頃町高等学校等就学助成金交付条例の一部改正
助成金を月額「5千円」から「7千円」に改正。

▼豊頃町在宅福祉サービス事業条例の一部改正

軽度生活援助サービス事業、生きがいデイサービス事業の規定を削除する改正。なお、削除されるサービスは別の規則に規定し、今後も継続して実施する。

▼豊頃町介護保険条例の一部改正
介護保険法に規定のある生活支援体制整備事業と認知症総合支援事業の事業開始を平成29年4月1日に1年前倒しする改正。

▼町道の認定

2路線を町道として新規に認定しようとするもの。現地調査が必要なことから、産業厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることと決定。

▼町道の変更

町道南中央2条通の延長を変更

を、中学校卒業後3年間、高等学校等へ入学した全生徒に交付している。

Q 高等学校等就学助成金を2千円増額する理由は。

A 高校までの通学事情などを考慮し、保護者の経済的負担の軽減を図るため。

Q 介護保険条例の一部改正により、現在行っているサービスに変更はないのか。

A 現在のサービスに変更はない。＜、新たに生活支援体制整備事業と認知症総合支援事業を平成29年度から開始する。

平成29年度当初予算

Q 地方交付税や自主財源確保の考え方は。

A 地方交付税は、人口減少に伴い確保が難しくなる。また、自主財源は、その中心となる税金の確保策として企業誘致が最も有効と考えている。

Q 町の基金総額は。約45億円である。

Q 十勝市町村税滞納整理機構派遣職員人件費負担金とある